

宮崎県後期高齢者医療広域連合制度等広報業務 仕様書

1 業務名

宮崎県後期高齢者医療広域連合制度等広報業務

2 目的

被保険者及びその家族等に対して後期高齢者医療制度と宮崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が実施している各種事業等について広く周知し、理解してもらうことを目的とし、テレビCM、新聞広告、SNS等の様々な媒体を有効活用し広報業務を行う。

3 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日（3年間）

4 業務概要

- （1）令和8年度から令和10年度の各年度において、後期高齢者医療制度と広域連合が実施している各種事業等について広報業務を行うこと。
- （2）下記の令和7年度広報計画を参考に、各項目について広報媒体や内容等を検討し、効果的な広報を行うこと。

項 目	時 期	内 容
マイナ保険証及び資格 確認書等について	7 月	マイナ保険証の利用促進及び7月に実施する資格確認書の 一斉送付について周知を行う。 ・テレビCM・新聞広告5社
歯科健診について	5 月～ 11 月	対象者（76歳、81歳）に対して7月から12月までの期 間に実施する歯科健診を受診するよう周知を行う。 ・ポスター・ホームページ・テレビCM・新聞広告1社
広域連合の各種事業等 について	7 月	マイナ保険証、保険料計算、高額療養費及び広域連合が実 施している各種事業についてチラシ等で周知を行う。ま た、発注者が希望する枚数（2,500枚程度）のチラシを別 途納品する。 ・新聞折込4社（B3両面カラー）
療養費適正化について	8 月	はり、きゅう、あんま・マッサージ、柔道整復の施術に健 康保険を使用する場合の注意事項等について周知を行う。 ・新聞広告1社・県広報紙
ジェネリック医薬品利 用促進について	6 月	ジェネリック医薬品の利用促進について周知を行う。 ・新聞広告1社
医療費通知について	1 月～2 月	医療費通知の送付に伴い、発送時期及び医療費適正化につ いて周知を行う。 ・テレビCM

5 広報仕様

- (1) 被保険者及びその家族に対して広く周知可能な様々な広報媒体を活用すること。
- (2) 各広報媒体の活用については、下記を参考とすること。また、その他の広報媒体の活用も積極的に検討し、効果的な広報を行うこと。 ※オ〜キの広報媒体の活用については必須とする。

ア テレビCM

ターゲット層への訴求性に配慮した表現、時間帯、回数等とすること。

イ 新聞

カラー、モノクロは内容に応じて効果的なものとする。掲載紙の数は問わないが、掲載紙によって極端な地域差が出ないように配慮すること。

ウ 事業広報チラシ

見やすさに配慮したデザイン、印刷サイズ等とし、配布方法はサイズ、枚数等から効果的なものとする。

エ 交通広告

ターゲット層への訴求性に配慮した表現、路線、掲載位置等とすること。

オ 歯科健診ポスター・チラシ（デザイン作成）

歯科健診事業の意義や重要性をわかりやすく訴えかけ、受診を促すものであること。

カ 県広報紙（デザイン作成）

宮崎県が発行する広報紙の裏表紙の広告枠を活用する。ターゲット層への訴求性に配慮した表現とすること。

キ ホームページ（デザイン作成）

宮崎県後期高齢者医療広域連合のホームページを活用する。ターゲット層への訴求性に配慮した表現とすること。

6 業務履行体制

広報業務又はそれに類する業務の実績を有する者を業務統括者として配置するとともに、本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行できる体制を整備すること。

7 その他

- (1) 本業務に関して使用する音楽、イラスト等の著作物については、当該著作物の著作権者からの許諾、費用の負担等の一切について、法的な紛争が生じないよう、受注者において、適切に処理を行うこと。
- (2) 本業務の遂行に伴って制作された成果品等については、紙または電子データ等で速やかに発注者へ納入すること。
- (3) 本業務によって新たに制作された成果品にかかる著作権その他の権利は、すべて発注者に帰属するものとする。なお、制作の過程で新たに発生した素材については、後日、当該素材の受注者側が権利を主張してきたことにより、発注者がその素材を用いた成果品を活用できない事態とならないようにすること。
- (4) 受注者は、本業務の進捗状況等について、発注者に対して、定期的に報告を行うこと。また、協議の必要がある場合には、その都度発注者に連絡し、協議すること。

- (5) 本仕様書に記載がない事項のうち、社会通念上、必要不可欠な事項と判断されるものについては、本業務の範囲内で対応すること。
- (6) 本仕様書において、業務内容の軽微な変更が必要となった場合は、本業務の範囲内で対応すること。
- (7) 本仕様書において、明示されていない事項又は、疑義が生じた場合はその都度、広域連合と協議のうえ、方針を決定すること。
- (8) 契約の期間中、本業務の遂行に伴って、宮崎県後期高齢者医療広域連合シンボルキャラクターの使用を許諾するが、本業務以外での使用及び第三者への譲渡若しくは転貸しないこと。